

(公財) 大阪国際がん治療財団 大阪重粒子線センター
医療情報システム更新事業に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、大阪重粒子線センター医療情報システム更新事業を実施するにあたり、医療情報システム構築を行う能力を有する民間事業者（以下「事業者」という。）の中から、公平性を確保しながら、高度かつ専門的な技術及び豊富な実績を有し、信頼性のより高い優れた事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 事業名

大阪重粒子線センター医療情報システム更新事業

(2) 目的

大阪重粒子線センターでは、現在、2018年2月に導入したオーダーリング医事システム（電子カルテシステム）を核とする病院医療情報システムを使用しており、既に5年が経過し、現サーバ及び端末に採用されているオペレーティングシステムのサポート終了も予定されており、修理対応等、故障箇所において部品の供給ができない可能性がでてきている状態であることから安全、安心な医療を安定的に提供できるよう医療情報システムを更新するものである。

(3) 内容

大阪重粒子線センターが利用する、オーダーリングシステム（電子カルテシステム）を核とする医療情報システム、これに接続している既存部門システムとの接続及びクライアント端末等周辺機器、既存ネットワークとの接続。

- ①システムの稼働に必要なソフトウェア及びハードウェアの納入
- ②システムの稼働に必要な既存院内LANとの接続
- ③システムの運用に必要な病院職員研修の実施や使用マニュアルの作成
- ④既存データの移行
- ⑤既存機器、既存システムとの連携
- ⑥システム更新及び運用に必要な保守管理業務（5年間）

詳細は、基本仕様書兼回答書（別紙1）

(4) 引渡し期限

2023年9月1日。保守管理業務については本稼働から5年間

(5) 履行場所 大阪重粒子線センター（大阪府中央区大手前3-1-10）

(6) 契約の上限額 金70,000千円（消費税及び地方消費税は含まない）

※ただし、保守サービス契約に係る金額は別とする。

3 提案資格

- (1) 大阪府暴力団排除条例に基づく排除措置を受けていないこと。
- (2) 大阪府内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (3) 過去5年間に大阪重粒子線センターと同程度（病床数100床を下限とする。）の医療機関に於いて、当該事業実施及び保守管理業務の実績を有するものであること。
- (5) 保守管理体制が整備され、ハードウェア及びソフトウェアの障害に対し、統一窓口で受付対応が可能であり、迅速に対応できるものであること。

4 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

- ①公募型プロポーザル実施公告 2023年1月20日(金)
- ②参加意向申出書に係る質疑受付期限 2023年1月25日(水)
- ③参加意向申出書に係る質疑回答期限 2023年1月27日(金)
- ④参加意向申出書の提出期限 2023年2月3日(金)午後5時必着
- ⑤提案資格確認結果の通知 2023年2月8日(水)
- ⑥提案書等の提出に関する質疑受付期限 2023年2月14日(火)
- ⑦提案書等の提出に関する質疑回答期限 2023年2月17日(金)
- ⑧提案書等の受付期限 2023年3月2日(木)午後5時必着
- ⑨第一次審査（書類審査） 2023年3月6日(月)
※参加者多数の場合のみ実施し、結果は2023年3月9日(木)に通知します。
- ⑩第二次審査（プレゼンテーション） 2023年3月15日(水)予定
- ⑪審査結果の通知 2023年3月22日(金)予定
- ⑫契約の締結 2023年3月末を予定

5 受託者を特定するための評価基準

- (1) 事業者の選定は、公募型プロポーザル方式で行う。
- (2) 本プロポーザルに参加しようとする場合は、下記6の提出書類を提出すること。
- (3) 大阪重粒子線センター医療情報システム更新事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、提出書類及び提案内容の説明（プレゼンテーション）により審査した上で、最高の評価を得た提案者を事業者として選定する。
- (4) 選定に当たっては、評価基準（別紙2）に基づき評価を行う。

6 参加手続き、参加意向申出書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 実施要領及び各種様式の配布場所
大阪重粒子線センターホームページ (<http://www.osaka-himak.or.jp>)

(2) 参加意向申出に関する質疑等

- ①参加意向申出に関する内容その他質疑がある場合は、必ず質問票（様式第3号）により下記6（3）の担当部署に対して行う事とし、直接現場担当者に対して質問等をしないこと。
- ②質問票の提出期間は、公示日から2023年2月14日（火）までとし、電子メールにて提出すること。（E-mail アドレス：m.yamano@osaka-himak.or.jp）
- ③質疑に対する回答書を作成した場合は、2023年2月24日（金）までに上記6（1）のホームページにおいて閲覧に付すこととする。

(3) 参加意向申出書の提出場所

〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-10
大阪重粒子線センター 審査委員会事務局 担当者：山野
電話 06-6947-3210 FAX06-6947-3211

(4) 参加意向申出書の提出方法 直接提出するか、郵送により提出すること。

(5) 参加意向申出書の提出書類等次の書類を各1部提出するものとする。

- ① プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）
- ② 添付書類
 - ア 定款
 - イ 登記事項証明書又は登記簿謄本
 - ウ 会社概要（設立趣旨、事業内容、従業員数、資本の額その他経営規模など会社の概要が分かるもののほか、当該事業実績）

(6) 提案資格確認結果通知

提案資格の確認結果は全ての申出者に2023年2月8日（火）までにメールにより通知する。

7 提案書等の提出期限、場所及び方法等

- (1) 提出期限 2023年3月2日（木）午後5時必着
- (2) 提出場所 上記6（4）に同じ
- (3) 提出方法 直接提出するか、または郵送により提出すること。
- (4) 提出書類等 提案書等の提出書類については次の書類とし、(1)～(3)に基づき提出すること。なお、提出期限までに到達しなかった場合は、本手続きに参加できない。提案書は1業者1提案とする。
 - ①提案書（任意様式）
 - ア 提案書の形式は、A4サイズ（縦書き・横書きは不問）とすること。
 - イ 提案書の頁数は10ページ以内とすること。（表紙は除く）
 - ウ 提案書の内容は、高度な専門知識を有しない者でも理解できるよう解りやすく表現すること。

エ 提案書には、②～⑦の書類を添付すること。

- ② 工程表（任意様式）
 - ③基本仕様書兼回答書（別紙1）
電子媒体でも提出すること。
 - ④ 見積書（任意様式、副本は複写可）
 - ⑤ 2023年9月から2028年8月までの保守管理業務に係る見積書（5年間）
（任意様式、副本は複写可）
 - ⑥ 審査（プレゼンテーション）説明員一覧（任意様式）
 - ⑦ 提案書の内容、仕様がわかるカタログ等資料
- (5) 基本仕様書兼回答書の作成要領 基本仕様書兼回答書のうち、各業務アプリケーション機能等については、要求する全機能について「対応可否」欄への記載を必須とする。また必要に応じて「備考」欄にも記載すること。

○：パッケージ実装済み、対応可能

△：代替機能で実現、若しくはカスタマイズ（無償）により実装予定

×：パッケージに未実装で、実装する予定も無いと考えているもの

特記事項があれば、「備考」欄に記入すること。「対応可否」が△と×の項目には必ず記載すること。

(6) 提出部数

提案書は、正本1部、副本10部提出とする。

(7) 受託事業者決定までの手順 次の手順により、審査委員会において総合的な評価・審査にて事業者を選定し、業務受託事業者を決定する。

①第一次審査（書類審査） 参加申出者が多数の場合にのみ実施し、「基本仕様書兼回答書」「提案書」「見積書」の記載内容を基に審査委員会が第二次審査対象者を3者程度に絞り込む。審査結果は参加申出者に通知する。

②第二次審査（提案書の説明、プレゼンテーション）

評価基準に基づいて審査を行い、最高の評価を得た事業者を優先交渉業者として、1社選定する。審査結果は参加事業者に通知する。第二次審査（プレゼンテーション）実施の詳細については次のとおりとする。なお参加申出が1社のみであった場合にも審査（プレゼンテーション）は実施する。

ア 実施場所 大阪重粒子線センター 2階 カンファレンス室1

イ 実施日時 2023年3月15日（水） 午後3時から

ウ プレゼンテーションの内容 提出書類に基づきプレゼンテーションを実施すること。
各参加事業者の持ち時間は50分とする。（説明40分、質疑応答10分） プロジェクターなどの機器を使用する場合は各自で準備すること。また、準備時間については持ち時間に含めないものとする。説明員は5名以内とする。

(8) 選定結果通知及び公表

審査の結果は全ての提案者に対し審査結果通知書（様式第2号）で通知を行う。
また、審査結果に係る照会及び異議申し立て等は受け付けない。

8 提案書等の提出に関する質疑等

- (1) 提案書等の提出に関する内容その他質疑がある場合は、必ず質問票（様式第3号）により上記6（3）の担当部署に対して行うこととし、直接現場担当者に対して質問等をしないこと。
- (2) 質問票の提出期間は、2023年2月10日（金）から2023年2月14日（水）までとし、電子メールにて提出すること。
(E-mail アドレス：m.yamano@osaka-himak.or.jp)
- (2) 質疑に対する回答書を作成した場合は、6（1）のホームページにおいて閲覧に付すこととする。

9 契約手続等

- (1) 受託事業者の決定後、提案書提出者全員に対し、審査結果通知書（様式第2号）により結果を通知するとともに、受託事業者の提案に対して、見積書により改めて契約に向けた交渉を行う旨を通知する。その場合、提案内容によっては評価審査委員会の審査により契約内容を変更する場合がある。
- (2) 第1位の提案と契約に至らなかった場合には、第2位の提案に対して(1)と同様に交す。第2位の提案と契約に至らなかった場合も以下同様とする。
- (3) (1)の交渉の後、両者間の同意により、随意契約を締結する。

10 提案資格の喪失等

- (1) 提案者が契約締結をするまでの間において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。
 - ① 上記3に規定する提案資格を満たさないこととなったとき。
 - ② 参加意向申出書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき。

11 その他

- (1) 提出書類については、大阪重粒子線センターが依頼した場合を除き、提出後の追加及び変更を認めない。
- (2) 提出書類の作成及び審査に要する一切の費用については、事業者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却を行わない。